

(平成22年6月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月から4年3月まで

申立期間当時は大学生で、母親が国民年金の加入手続をして保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成3年4月から4年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、申立人の前後の同手帳記号番号が払い出された被保険者の記録から、3年4月から同年5月ごろと推認でき、被保険者資格の取得日は、学生が強制適用となった同年4月1日とされていることがオンライン記録により確認できる。

このことから、当該期間の国民年金保険料については当時納付可能であり、当該期間が12か月と短期間である上、申立人は申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っていることを踏まえると、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられ、当該期間の保険料についても納付していたものとするのが自然である。

一方、申立期間のうち、平成2年3月から3年3月までの期間については、申立人は、当時、学生であったと回答していることから、国民年金の任意加入の対象となる期間となり、さかのぼって被保険者資格の取得はできない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該期間は、未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできない。

また、申立人及びその母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年11月25日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、200円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人のB社C工場における資格取得日は昭和20年11月25日、資格喪失日は21年3月8日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、200円とすることが妥当である。

申立期間③について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、B社C工場における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和21年3月8日）及び資格取得日（同年4月4日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を200円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年6月1日から20年11月25日まで
② 昭和20年11月25日から21年3月8日まで
③ 昭和21年3月8日から同年4月4日まで

B社に昭和3年4月に入社し、38年1月に退職するまで同社を辞めたことは一度も無い。年金の記録上、厚生年金保険被保険者の資格取得日が21年4月4日となっているが、厚生年金保険の適用が開始された19年は、同社C工場からA社に出向中であつた。出向中に軍隊に召集されていた期間もあるが、間違いなく継続してB社に在籍していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍証明書により、申立人は、申立期間①、②及び③において、B社に在籍していたことが認められる。

申立期間①について、B社が保管する社報により、昭和18年4月1日付けで、申立人にA社への出向の辞令があったことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険記号番号払出簿によると、申立人と同姓同名で、生年月日も一致する基礎年金番号に未統合の被保険者記録（昭和19年6月1日に資格取得、20年11月25日に資格喪失）が確認できる。

これらのことから、事業主は、申立人が昭和19年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年11月25日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

しかしながら、当該未統合の記録のうち、昭和19年6月1日から同年9月30日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから、厚生年金保険の被保険者期間として算入されない。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の被保険者記録であり、申立人のA社における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年11月25日であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、当該未統合記録から、200円とすることが妥当である。

申立期間②について、D県が発行した「軍歴証明書」によると、申立人は、昭和20年1月26日に陸軍に召集され、21年3月8日に「召集解除」とされているところ、オンライン記録によると、申立人は、当該期間に係る被保険者資格が確認できない。

しかし、当該期間は申立人が陸軍に召集されていた期間であり、上記のとおり、申立人には当該期間の前にA社における被保険者記録が認められる上、B社が保管する社報によると、当該召集期間中に申立人がA社への出向を解除され、B社に復帰する旨の人事異動が発令されていることから、申立人は復員時まで被保険者としての資格を有していたと認められる。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において厚生年金保険の被保険者であったとすることが妥当であり、申立人のB社C工場における資格取得日は昭和20年11月25日、資格喪失日は21年3月8日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、上記のA社における未統合記録及びB社C工場の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、200円とすることが妥当である。

申立期間③について、B社から提出された在籍証明書により、申立人は、B社C工場に当該期間も継続して勤務していたことが認められる。

また、B社が保管する社報により、召集中の期間は同社が給与を支給する旨の規定があったことが確認できる上、B社は、召集解除から職場復帰までの期間についても、召集中の期間と同様に取り扱っていたものと考えられる旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、B社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、200円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間の申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の社会保険関係の資料を保管しておらず不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和21年3月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年6月1日から10年1月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を同年6月1日、資格喪失日を10年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月ごろから10年2月まで

私は、平成9年2月にA社に入社し、10年2月に退職した。最初の4か月ぐらいは試用期間があったと思うので、同年6月ごろから厚生年金保険に加入しているはずである。

平成9年の源泉徴収票があり、社会保険料等の控除額が15万9,966円と記載されている。厚生年金保険の被保険者としての記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険受給資格者証及び申立人が所持する源泉徴収票から、申立人が申立期間においてA社に勤務し、申立期間のうち、平成9年6月から同年12月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持する平成9年の源泉徴収票の社会保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主とも連絡が取れないことから、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当

時)が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成9年6月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成10年1月1日より後の期間については、平成10年の源泉徴収票の摘要欄の記載から判断して、当該期間に係る厚生年金保険料の控除は確認できない。

このほか、当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から49年7月までの期間及び52年4月から55年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から49年7月まで
② 昭和52年4月から55年6月まで

社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答があった。しかし、申立期間①及び②については、会社を辞めた時点で、保険料の納付書が送付されてきていたので税金と同じように思い保険料を納付していた。平成元年の転居時に不要と思い廃棄した書類の中に申立期間②当時、A市で納付した領収証が含まれていたことを覚えているので、納付していたと思う。納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年8月8日に払い出され、同年7月1日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人の所持している年金手帳の国民年金の欄に「初めて被保険者となった日」として、同年7月1日と記載されていることが確認できることから、申立期間①及び②については、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金の加入状況や保険料の納付額、納付時期等についての申立人の記憶が曖昧であるため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から49年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から49年7月まで

社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答があった。

しかし、私は、A市が発行した「昭和49年10月から(国民年金保険料を)納付して下さい。」と書かれた書面を所持しており、文面からも同年9月以前について未納期間はあるはずもなく、申立期間に納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人がB社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和48年9月21日の時点では、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であったことから、申立人は国民年金の強制被保険者とはならず、申立人の任意加入被保険者資格の取得日は、オンラインの記録から49年8月29日であることが確認できる。このため、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は加入手続や保険料納付に関する記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から48年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年4月から48年10月まで
昭和38年4月の国民健康保険への切換えとともに国民年金に加入した。役場から納付書が毎月送られてきて役場に保険料を納付した。領収証はもらった記憶があるが、不要と思い廃棄した。申立期間についてはきちんと納付していたので、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年1月9日に払い出され、38年4月1日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、この時点では、申立期間のうち、同年4月から46年9月までの期間の国民年金保険料は、時効により納付することはできない。

また、申立人が所持する国民年金手帳の昭和48年度の国民年金印紙検認記録欄を見ると、同年10月以前の欄は空白であることから、時効により納付することができなかつた期間以降の46年10月から48年10月までの期間の国民年金保険料も納付されていなかったものと推認できる。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳を確認しても、申立期間に国民年金保険料が納付された記録は確認できない上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人に聴取しても当時の保険料の納付金額、納付場所、納付方法についての記憶が曖昧であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から47年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から47年5月まで
当時のA市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、同支所及びA市役所で保険料を納付していたので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年3月3日に払い出されており、申立人がC社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した52年12月29日にさかのぼって被保険者資格が取得されていることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、上記のほかに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は「当時のA市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、同支所及びA市役所で保険料を納付していた。」と主張しているが、申立人は国民年金加入手続時における具体的な状況及び納付金額についてはよく覚えていないとしており、申立人の加入手続及び保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から61年3月まで
結婚した昭和52年4月にA市役所（又は、同市役所B支所）で国民年金の加入手続を行った。申立期間の保険料の納付については、夫がC銀行に勤務していたので、同年4月から54年3月までは同行本店、同年4月から58年10月までは同行D支店、同年11月から61年3月までは同行E支店で納付書により現金で納付したはずである。納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和52年4月にA市役所（又は、同市役所B支所）で国民年金の加入手続をしたと申し立てているが、A市の記録及びオンライン記録のいずれを確認しても、申立人の申立期間に係る資格取得手続きが行われた形跡は見当たらず、申立人が所持する年金手帳を見ても、初めて国民年金の被保険者となった日は、61年4月1日と記載されている。

また、A市の記録によると、昭和61年9月18日に国民年金の加入届が第3号被保険者として出されたことが確認でき、加入時に第3号被保険者資格取得日である同年4月1日までさかのぼって被保険者資格を取得したため、当該資格取得日前の期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月 14 日から同年 4 月 1 日まで
② 平成 6 年 1 月 31 日から同年 10 月 1 日まで
③ 平成 11 年 12 月から 16 年 10 月まで

A社、B社及びC社に勤務していたのに、これらの在職期間の年金記録が無い。A社は店主から依頼があつて2度目の勤務として父親と一緒に働いた。B社は義弟が勤めており、正社員として勤務した。また、C社は、前職場のD社が倒産したため、社員全員がグループ会社であるC社に移った。いずれの期間についても年金記録が無いのは納得できない。年金記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の主張が具体的であることから、期間は特定できないものの、申立人が、当時、A社に勤務したことはうかがえる。

しかし、A社は、事業主の死亡後にE業の権利を売却しており、当時の事業主の子に照会したものの、当時の資料は保存しておらず、申立人の勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立期間①において、A社に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の父親を含む3人の被保険者記録が確認できるが、申立人の父親は死亡しており、他の2人についても所在が確認できないことから、当時の厚生年金保険の取扱いについて証言等を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間①前後の期間について、他の事業所における厚生年金保険被保険者記録と一致する雇用保険の記録が確認できるが、申立期間①に係る雇用保険の記録は確認できない。

申立期間②について、B社に在籍していた義弟は、「申立人が在籍していたのは平成6年より前の期間であり、正社員ではなくアルバイトだったと記憶している。」と証言している。

また、B社は、「当社が保管している平成5年及び6年の源泉徴収関係の資料には申立人の氏名は無く、また、当社の所在地がF県G市H（申立人が申立期間②当時勤務したと供述する所在地）であった時期は今から25年以上前であった。」と回答しており、申立人の申立期間②における勤務実態について確認できない。

申立期間③について、元事業主等の証言から、申立人は、営業員としてC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、申立期間③前の平成11年4月26日に、前職場であるD社の健康保険厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、健康保険任意継続被保険者資格を取得しており、その後、当該任意継続被保険者資格を資格喪失した15年5月1日から国民健康保険に加入していることが確認できる。

また、C社は、平成16年12月15日に倒産しており、元事業主及び破産管財人は、「営業員の社会保険の加入については、本人希望により加入した時期もあったが、申立人については保存している賃金台帳に厚生年金保険料控除の記載は無い。」旨回答している。

このほか、申立人は、申立期間①、②及び③(平成15年4月から同年7月までの期間を除く。)において国民年金に加入していることが確認できる上、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 687

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 1 日から 47 年 4 月 26 日まで

A市のB社の社長宅にお手伝いさんとして勤務していた期間について、厚生年金保険の加入記録を照会したところ、加入記録が無いとの回答であったが、加入していたと思うので厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

なお、私を同社長宅へ紹介してくれたC市の常務のお宅(役員休憩所「D」を兼ねていた。)にもお手伝いさんがいたので、給与はC営業所から出ている可能性もある。

第3 委員会の判断の理由

B社の総務担当者は、「当時の賃金台帳等は残されておらず、申立人の在籍は確認できない。また、現在は申立人のような雇用形態は無く、家事使用人が厚生年金保険の対象者とは考えにくい。」と証言している。

また、CB社(当時は、B社C営業所。)の総務担当者は、「CのDに勤務していた男性も社会保険に加入していなかった。家事使用人の給与は会社から出しておらず、厚生年金保険は加入していないはずである。」と証言している。

さらに、当時、Dに勤務していた者の所在は確認できず、証言等を得ることができない上、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

加えて、B社の厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間を含む昭和 46 年 3 月 15 日に資格を取得した*番から 47 年 5 月 16 日に資格を取得した*番までの間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない上、B社C営業所の厚生年金保険被保険者名簿でも、申立期間を含む昭和 46 年 5 月 1 日に資格

を取得した*番から47年4月15日に資格を取得した*番までの間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 688

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月ごろから30年4月1日まで

昭和30年4月1日からA社において勤務したが、それ以前の1年半程の間、同じ場所で、同じB業を営んでいた別の名称の会社で働いていた（会社の名称は覚えていないが、事業主の姓は「C」だった。）。

この間の記録が無いが、駐留軍で勤務していた際にもらった厚生年金保険被保険者証を会社へ提出した覚えがあり、厚生年金保険に加入していたはずである。

調査の上、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶及び同僚の証言から判断して、申立てに係る事業所は、D社であると判明した。

また、申立人の記憶が具体的であることから、期間は特定できないものの、申立人がD社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、D社において申立期間に厚生年金保険の被保険者記録がある同僚3名に照会したが、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についての証言を得ることはできなかった。

また、D社は、昭和30年5月31日に解散し、当時の事業主や役員等からも証言を得ることができないため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を確認することはできなかった。

さらに、D社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。